

田村市
国民保護計画に基づく
避難実施要領

令和5年3月

目 次

1	避難実施要領について	1
2	避難実施要領の構成	1
3	基本的事項	2
4	住民の行動要領	3
5	避難実施要領の作成パターンについて	6
	（1）弾道ミサイル攻撃からの避難	8
	（2）ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難	10
	（3）原子力施設への攻撃からの避難	12
6	職員の参集体制	14

1 避難実施要領について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったとき、国民保護法では、市町村は直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。

また、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定、以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされているため、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

【避難実施要領に定める事項（法定事項） 法第 61 条第 2 項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の構成

1 避難実施要領の構成

田村市国民保護計画に基づく避難実施要領は、以下の内容について記述する。

(1) 住民の行動要領

武力攻撃災害からの避難において、住民一人ひとりが熟知し、あるいは準備する必要があるもので、避難実施要領に基づく行動の基礎となる。

「広報紙」や「ホームページ」等で各家庭への周知、また訓練等を通じて住民一人ひとりが十分理解することが重要となる。

(2) パターン別の避難実施要領

国が示す「武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類」に基づき、下記の 5 つのパターンについて避難実施要領を作成する。

区分	パターンの内容
パターン 1	弾道ミサイル攻撃からの避難
パターン 2	航空攻撃からの避難 ※1
パターン 3	ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難
パターン 4	着上陸侵攻からの避難 ※2
パターン 5	原子力施設への攻撃からの避難

※1「航空攻撃からの避難」は、弾道ミサイル攻撃からの避難に準ずる。

※2「着上陸侵攻からの避難」は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難に準ずる。

3 基本的事項

1 避難誘導に関する基本的事項

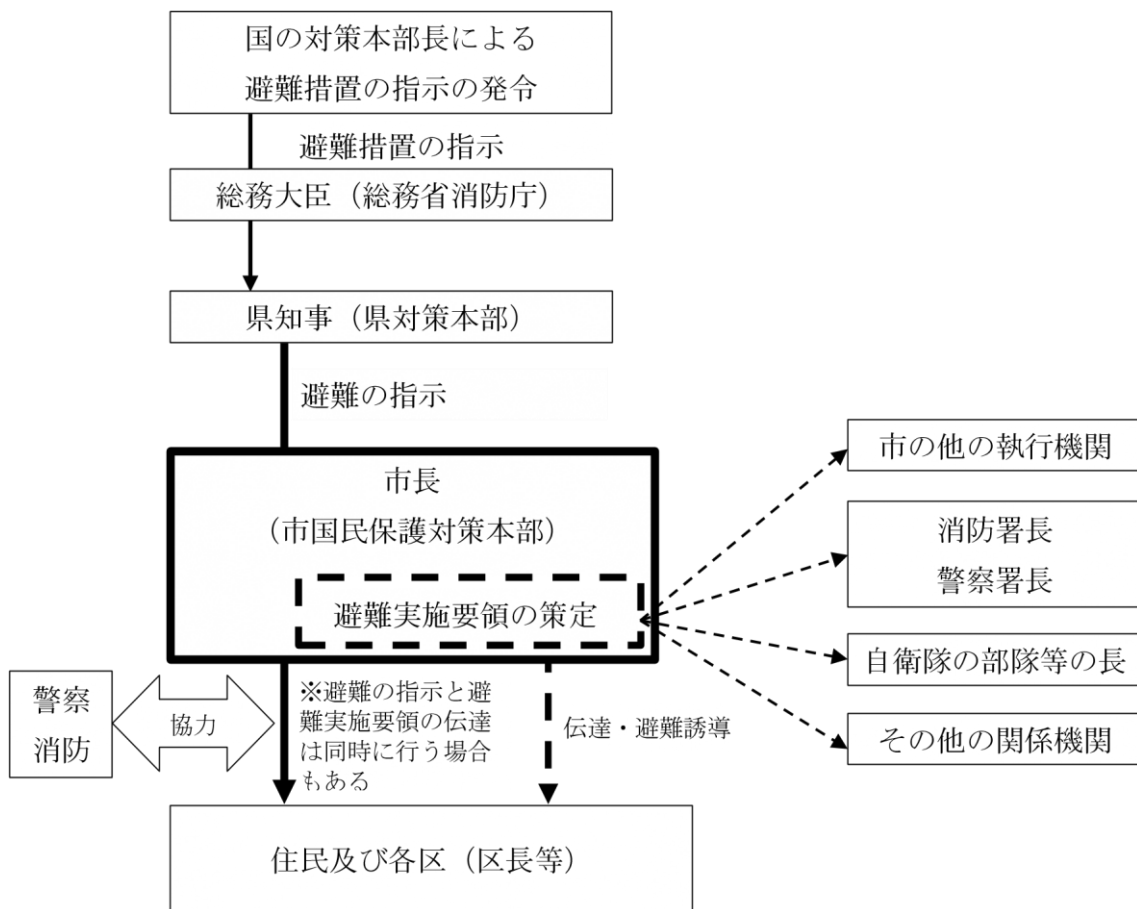
市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。この避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たるさまざまな関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、そのために必要な基本的事項を次のとおり示す。

(1) 避難の指示等

避難の指示は、国（避難措置の指示）→県（避難の指示）→市（避難の指示の伝達）→住民等となされるのが基本である。

市は、県による避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、関係機関に通知するとともに住民等へ伝達し避難誘導を行う。

<避難の指示等の概要>



4 住民の行動要領

1 武力攻撃やテロなどが発生した場合にとるべき行動

市は住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した場合には、防災行政無線を使用して住民に注意を呼びかけることとしており、さらに、ホームページやSNS等の広報媒体や広報車両などにより、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるため、どのような行動を取ればよいかを伝えることとしている。

※防災行政無線の放送は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）から防災行政無線を自動起動して行う。

（1）武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において、防災行政無線等により身を守る放送が流れた場合に直ちにとるべき行動

① 屋内にいる場合

- ア. ドアや窓を全部閉める。
- イ. ガス、水道、換気扇を止める。
- ウ. ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

② 屋外にいる場合

- ア. 近隣の堅牢な建物や地下室など屋内に避難する。
- イ. 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って車の鍵を付けたまま駐車し緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

（2）落ち着いて情報収集に努める

テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

（3）避難の指示が出されたら

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。

行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難など、状況に応じた適切な指示が出される。

- ア. 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従い落ち着いて行動する。
- イ. 元栓をしめコンセントを抜いておく。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく。

- ウ. 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。(非常持ち出し品については、「3 日頃からの備え」を参照。)
- エ. パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。
- オ. 家の戸締りを確実に行う。
- カ. 近所の人に声をかける。
- キ. 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合は、以下のことに留意する。

(1) 爆発が起こった場合

- ア. とっさに姿勢を低くし身の安全を守る。
- イ. 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- ウ. その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- エ. 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。
- オ. テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

(2) 火災が発生した場合

- ア. できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- イ. 口と鼻をハンカチなどで覆う。

(3) 瓦礫に閉じこめられた場合

- ア. 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにする。
- イ. 動き回って粉じんをかき立てないようにし、口と鼻をハンカチ等で覆う。
- ウ. 自分の居場所をまわりに知らせるために配管などを叩く。
- エ. 粉じん等を吸い込む可能性があるため、大声を上げるのは最後の手段とする。

3 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品を備えておく。これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員を備えるよう心がける。

①非常持ち出し品

- ア. 携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- イ. 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証
- ウ. 救急用品三角巾、包帯（4号・6号が便利）、はさみ・ピンセット、キズ、口用の消毒液、常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう（大・小）、体温計
- エ. ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）
- オ. 懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池
- カ. 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布
- キ. マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）
- ク. 使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、えんぴつ）

※新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

②数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

- ア. 飲料水9リットル（3リットル×3日分）
- イ. 非常食3日分
- ウ. ビスケット1～2箱、板チョコ2～3枚、缶詰2～3缶
- エ. 下着2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど。

※さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りだんだんハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

5 避難実施要領の作成パターンについて

1 武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定はどのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指針において、下記の5つの類型を想定し、国民保護措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしている。

区分	特徴	留意点
武力 攻撃 事態	弾道ミサイル攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。 ・ 攻撃の主体（国または国に準ずるもの）の意図により攻撃目標が変化し、その保有するミサイルの精度により、実際の着弾地点が変わってくることから、全ての地域に着弾の可能性があるものとして対応を想定する。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭か、核・生物・化学弾頭か）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、「屋内避難」や、「消火活動」が中心となる。
	航空攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難。 ・ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 	攻撃目標を早期に判定することが困難であるため、攻撃の目標地を限定せずに「屋内避難」等の措置を広範囲に指示する必要がある。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所など）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ダーティーボムが使用される場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は「屋内避難」させ、その後関係機関が安全措置を講じつつ適当な避難地に移動させる。

区分		特徴	留意点
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。 ・ 船舶により上陸する場合、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が侵攻目標となりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、「広域避難」が必要となる。
	原子力施設攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力施設への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により住民等に被害が発生し、放射能漏れ等による原子力災害が発生することが想定される。 ・ 武装工作員の上陸地域から事業所までの活動に対する避難とともに、武力攻撃原子力災害の方が一の発生に備えた避難が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃により原子力施設が攻撃された場合、「武力攻撃原子力災害」となるため、原子力災害と同様の避難対応となる。 ・ 原子力施設からの放射能漏れ等のおそれに対する住民の不安を可能な限り払拭できるよう、現在講じている措置等について情報提供を行うことが重要である。

※これらの事態は、複合して起こることが想定される。

避難実施要領

月 日 時 分現在

弾道ミサイル攻撃の場合 ※

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意することとともに、その場合に市民がとるべき行動について周知する。

事態状況

発生時期	} ※当時の状況に応じて記載
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	

2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射された時は、国の対策本部長からその都度、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報の発令が行われることから、市対策本部は、市の区域が着弾予想地域に含まれる場合は、防災行政無線のサイレン及び、広報車、田村市防災メール、ホームページ等により、市民に警報の発令を周知する。
- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ各々が取るべき行動について周知徹底する。
- ・車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、車両を道路外の場所(やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

避難住民の概要

要避難地域	} ※当時の状況に応じて記載
要避難者数 (うち要配慮者数)	
避難先地域	
一時避難場所及び 集合方法	
集合場所	
避難経路	
避難手段	
避難開始日時	

避難住民誘導の概要

職員の配置場所・人数	} ※職員の体制及び配備等については別に定める。
職員間の連絡方法	
要避難者の誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施

3 関係機関	
措置の概要	事態に備え関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県危機管理部危機管理課 024-521-8651 ・陸上自衛隊郡山駐屯地 024-951-0225 ・田村消防署 0247-82-1200 ・田村警察署 0247-62-2121
4 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による放送 ・防災メール、緊急速報メール等 ・広報車 ・LINE等 SNS による情報発信
5 その他留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各々が問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行う。 ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。 	
6 緊急時の連絡先	
田村市役所(田村市災害対策本部)	電話:0247-81-2111 FAX:0247-81-2522

※「航空攻撃からの避難」は、弾道ミサイル攻撃からの避難に準ずる。

避難実施要領

月 日 時 分現在

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ※

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、避難措置の指示を行った。
このため、武力攻撃の恐れに対し、市民がとるべき行動について周知する。

事態状況

発生時期	} ※当時の状況に応じて記載
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	

2 避難誘導の方法

- ・防災行政無線、広報車、市ホームページ等さまざまな手段を活用し、市民に屋内退避を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し、広く周知をする。
- ・武装勢力による攻撃が、当該地域において一時的または最終的に収束した場合には、警察、自衛隊等と調整のうえ、速やかに域外に避難させる。
- ・新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が、国から出された場合には、別途その内容を伝達する。
- ・ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察官や自衛隊等からの情報や助言等をふまえて、最終的には市民を攻撃の区域外に避難させる。
- ・事案が発生している地域に所在する市民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内退避させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえ、順次避難させる。

避難住民の概要

要避難地域	} ※当時の状況に応じて記載
要避難者数 (うち要配慮者数)	
避難先地域	
一時避難場所及び 集合方法	
集合場所	
避難経路	
避難手段	
避難開始日時	

避難住民誘導の概要

職員の配置場所・人数	} ※職員の体制及び配備等については別に定める。
職員間の連絡方法	
要避難者の誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施

3 関係機関	
措置の概要	事態に備え関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県危機管理部危機管理課 024-521-8651 ・陸上自衛隊郡山駐屯地 024-951-0225 ・田村消防署 0247-82-1200 ・田村警察署 0247-62-2121
4 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による放送 ・防災メール、緊急速報メール等 ・広報車 ・LINE等 SNS による情報発信
5 その他留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各々が問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行う。 ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。 	
6 緊急時の連絡先	
田村市災害対策本部	電話：0247-81-2111 FAX：0247-81-2522

※「着上陸侵攻からの避難」は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難に準ずる。

避難実施要領

月 日 時 分現在

原子力施設への攻撃の場合

1 事態の状況、避難の必要性

○国と日本の間で関係が悪化。あらゆる外交努力を尽くすも関係は悪化の一途をたどり、国連等の介入も関係は改善せず。防衛相や国家安全保障局等による結果、空港・港湾施設・原子力関連施設等が○国の攻撃目標になり得ると判断し、田村市においても市民を避難させることが必要と判断され、避難措置の指示があった。

このため、原子力施設への攻撃の恐れに対し、市民がとるべき行動について周知する。

事態状況	
発生時期	} ※当時の状況に応じて記載
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	

2 避難誘導の方法

- ・防災行政無線、広報車、市ホームページ等さまざまな手段を活用し、市民に屋内退避を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し広く周知をする。
- ・原子力施設への武力攻撃により、「武力攻撃原子力災害」が発生した場合は、原則として、国から「屋内退避」が指示されるため、市の防災計画（原子力災害対策編）に基づき対応を講じる。
- ・事案が発生している地域に所在する市民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内退避させ、事態進展に応じ、順次避難させる。
- ・全面緊急事態となった場合の避難については、福島県原子力災害広域避難計画で定める避難先へ避難させる。

【事態区分に応じた防護措置】

	準備	対応				復旧
	準備段階	初期対応段階			中期対応段階	復旧段階
		放射性物質放出				
	計 画	情報収集事態	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態 (SE)	全面緊急事態 (GE) (放射性物質放出前)	全面緊急事態 (GE) (放射性物質放出後) <small>(緊急時モニタリング実施結果に基づく防護措置)</small>
P A Z	各種計画の策定 * 地域防災計画 * 広域避難計画 * 緊急時対応	情報収集連絡体制	SE要避難者の避難準備等	SE要避難者の避難、住民避難準備	住民避難開始	（数時間以内に特定） （1日程度内で特定）
U P Z	原子力災害対策重点区域の設定 (UPZのみ)		屋内退避の準備	屋内退避	OIL1超の区域 → 避難実施	OIL2超の区域 → 一時移転実施
U P Z 外	住民への情報提供の体制整備			必要に応じ屋内退避の注意喚起 → 屋内退避	OIL1・2超の区域 UPZと同様に → 避難や一時移転実施	

※田村市はUPZ区域となる。

OIL(オフサイトの放射線量等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準
OIL1 超過 (500 μSV/h を超えた場合)、 OIL2 超過 (20 μSV/h を超えた場合)

避難住民の概要	
要避難地域	※当時の状況に応じて記載 (田村市原子力災害広域避難ガイドによる)
要避難者数 (うち要配慮者数)	
避難先地域	
一時避難場所及び 集合方法	
集合場所	
避難経路	
避難手段	
避難開始日時	
避難住民誘導の概要	
職員の配置場所・人数	※職員の体制及び配備等については別に定める。
職員間の連絡方法	
要避難者の誘導方針	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
3 関係機関	
措置の概要	事態に備え関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県危機管理部危機管理課 024-521-8651 ・陸上自衛隊郡山駐屯地 024-951-0225 ・田村消防署 0247-82-1200 ・田村警察署 0247-62-2121
4 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による放送 ・防災メール、緊急速報メール等 ・広報車 ・LINE等 SNS による情報発信
5 その他留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各々が問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行う。 ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いする。 	
6 緊急時の連絡先	
田村市災害対策本部	電話：0247-81-2111 FAX：0247-81-2522

原子力災害発生時における活動体制

配備体制	設置基準	措置事項
1号配備 (本体制)	【情報収集事態】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき ・ 原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、随時提供
	【警戒事態AL1】 警戒事態と認める自然災害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ・ 県内で大津波警報が発令されたとき 【警戒事態AL2】 原子力規制委員会が判断する警戒事態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力施設の重要な故障等が発生した場合 	
2号配備	【施設敷地緊急事態SE】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原災法第10条に定める通報を覚知または通報があったとき ・ 発電所周辺の環境放射線モニタリングが$5\mu\text{Sv/h}$を超えるとき ・ 特定事象の発生を覚知、通報があったとき ・ 国、県が事故警戒本部を設置したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、随時提供 ・ 屋内退避準備情報 ・ 指定避難所開設、避難者受入 ・ 避難行動要支援者の避難指示、支援 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 現地対策本部の設置
3号配備	【施設敷地緊急事態SE】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原災法第10条に定める特定事象の拡大の恐れがある場合 【全面緊急事態GE】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ・ 国、県が事故警戒本部を設置したとき ・ その他市長が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避指示 ※全職員対応

【減災法第10条事象・施設敷地緊急事態】

原子炉冷却材の漏えい、全ての交流電源喪失（5分以上継続）、原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失 等

【減災法第15条事象・全面緊急事態】

原子炉冷却材の漏えい、非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失（5分以上継続）、敷地境界の空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ （10分以上継続）等

ミサイル発射における職員参集体制

Jアラートミサイル発射放送



1号配備（初動体制）

(参考) Jアラートミサイル発射の放送。
エリアメールによるミサイル発射情報
(上記は、対象エリアになった際に放送・配信されます)

○情報所長（生活環境課長）

- ・ Jアラート放送により参集 ・ 状況等を市民部長へ報告

○1号配備 対応職員（初動体制）

- ・ ミサイルや落下物等の情報収集 ・ 被害情報の収集 ・ 市民への対応

【情報所長】生活安全課長

【統括班】生活安全課 1

【企画班】総務課 1

【情報班】農林課 1、建設課 1、各行政局 4局

※ミサイル落下位置が市外と確認され、福島県上空を通過しなかった場合は配備解除。



3号配備（災害対策本部設置）

(参考) 市内へのミサイル部品等落下による被害発生
市内へのミサイル着弾

○災害対策本部長（市長）

- ・ 3号配備発令（全職員対応）、災害対策本部会議の招集

○全職員

- ・ 災害時職員行動マニュアルによる対応。

→ミサイル着弾等、緊急を要する場合は初動より3号配備の対応とする。

※ 着弾などの重大事態を知り得たら、招集指示が無くとも速やかに参集する。